

答弁書第一九号

内閣参質一八〇第一九号

平成二十四年二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員森まさこ君提出東京電力株式会社から支払われる賠償金への免税措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員森まさこ君提出東京電力株式会社から支払われる賠償金への免税措置に関する質問に対する答弁書

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故の被害者の方々に同社から支払われる賠償金のうち、「減収分に対して支払われる賠償金」については、被災がなかった場合には本来課税対象となるべき収入に代わる性質を持つものであることから、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第九十四条等の規定により、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条に規定する事業所得に係る収入金額等とされるものであり、被災者であつても事業継続等により収入を得ている場合にはその収入は課税対象となることとの均衡等も踏まえ、免税措置を講ずることとはしていない。

